

2014年3月20日

文部科学大臣 下村 博文 様

日本高等学校教職員組合
中央執行委員長 加門 憲文

日高教2014年春闘要求書

貴職におかれましては、すべての子どもたちの成長・発達を保障するゆきとどいた教育のための条件整備にご尽力いただいていることに、心から敬意を表します。

東日本大震災・原発事故から3年が経過しますが、被災地の学校と教育は大きな困難を抱えたままです。被災した生徒たちの命と安全を守り、学ぶ権利と進路を保障すること、そしてそのための十分な教職員定数の措置など、教育条件の改善が求められています。

「あなたの学びを社会全体で支えます」の理念のもとに2010年から始まった「高校無償化」は、安倍政権の所得制限の導入により、わずか4年で重大な後退を招いています。これは、高校生・保護者との約束違反であり、国際人権規約にかかわる国際社会への約束を反故にするものです。また、2014年度政府予算案では、史上初めて教職員の定数が「純減」となり、高校の定数改善計画は9年間も放置されたままです。こうした状況をただちに改め、今後、教育の機会均等の原則に沿って教育無償化を着実にすすめるとともに、小・中・高校の30人以下学級の実現、早期の教職員定数の抜本的な改善を求めるものです。

文部科学省の2013年11月末調査では、高等学校卒業予定者の就職内定率が79.2%で改善傾向にはありますが、全国的には依然として深刻な実態が明らかになっています。莫大な大企業の内部留保の還元による賃上げ、雇用保障などを含めて、若者の就職保障についても早急な対策が必要です。

今日、文部科学省の調査(2012年度)によれば、病気休職者は8341人、そのうち精神疾患による休職者が6割を占めるなど、教職員をめぐる過酷な事態が明らかになっています。また、全教が2012年12月に実施した「勤務実態調査」によれば、持ち帰り残業を含む超過勤務は月90時間を超えています。こうした事態にあっても、全国の教職員は子どもと教育のために献身的な努力を続けています。ところが、これまで長年にわたって、度重なる公務員賃金の削減法案を強行した上に、安倍政権は「給与制度の総合的見直し」と称して、いっそうの賃金切り下げをおこなおうとしています。このような暴挙に対して、全国の教職員は強い憤りの声をあげています。今必要なことは、すべての公務労働者に労働基本権を全面的に回復することであり、学校職場で働く教職員の努力に報い、これを励ます諸施策を実現することです。

安倍政権が重点政策としてすすめている教育委員会制度の改変などは、国家権力・行政権力の管理・統制を強化し、戦後民主教育の根幹である教育の政治的中立性・教育行政の継続性をくずすものです。憲法や教育の条理に反するこのような改変をおこなわないよう、強く要求します。

貴職におかれましては、今後とも、憲法と教育の条理、子どもの権利条約、「教員の地位に関する勧告」と5次にわたるCEART勧告を生かした教育政策をすすめることを求めます。そして、子どもたちにゆきとどいた教育を保障し、教職員のいのちと健康、生活と権利を守るために、本要求書の以下の要求を実現されるよう要求します。

《 要 求 事 項 》

- I 教育行政をすすめるにあたって、日本国憲法を遵守し、子どもの権利条約、ILO・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」とCEART勧告の立場を貫くこと。
- II 憲法とILO勧告に基づく民主的な公務員制度を確立するため、教職員に争議権を含めた全面的な労働基本権を回復すること。

Ⅲ 東日本大震災と東京電力福島第1原子力発電所の事故からの復旧・復興をすすめるために、以下の要求を実現すること。

1. 東日本大震災で被災した生徒のいのちを守り、学ぶ権利を保障するために、国として最大限の援助と財政的措置を行なうこと。
 - (1) 被災した生徒を対象にした奨学金を当面の間継続すること。また、それに加えて、高校版「就学援助制度」を実現するために、国として財政的援助を行なうこと。
 - (2) 教育活動に不可欠な教科書・教材・教具、図書、備品などの費用を国で措置すること。また、定時制高校などの給食費を無償化すること。
 - (3) 被災した工業・農業・水産高校など、実習にかかわる施設・設備の復旧・整備を国の責任で行なうこと。
 - (4) 被災した公共交通の復旧の遅れによる通学困難な学校・生徒に対してスクールバスを継続するなど、国として必要な措置を講じること。また、寸断されている JR については、BRT (Bus Rapid Transit : バスによる振り替え) ではなく、すべて鉄道として復旧させるよう国として指導すること。

2. 東日本大震災で被災した高校・障害児学校の施設・設備の復旧・整備と教育条件整備のために、国として最大限の援助と財政的措置を行なうこと。
 - (1) 被災地における小・中・高校のすべての学年で 30 人学級を実施し、教職員定数配置と校舎整備などの特別措置を講じること。
 - (2) 被災地における生徒数の激変など、学校の実情にもとづく教職員の加配要望に即して教職員配置を行なうとともに、被災状況を考慮した中・長期的な配置を展望できる条件を整備すること。また、養護教諭の複数配置、学校事務職員の加配、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、専門職員の積極的な配置を行なうこと。
 - (3) 国の責任で被災校舎の新築・改築・移築を早急にすすめること。また、仮設校舎の特別教室、実習教室、実習機器、トイレ、エアコンなどの施設・設備を早急に整えること。そのための経費は全額、「東日本大震災復興交付金」によること。
 - (4) 被災を理由にした一方的な高校統廃合をしないこと。

3. 東京電力福島第1原子力発電所の事故による放射能被害から生徒のいのちと安全を守り、学ぶ権利を保障するために万全の対策を行なうこと。
 - (1) 放射線量の測定をきめ細かくおこない、公表すること。希望する生徒に線量計(ガラスバッジも可)を配布すること。また、生徒の安全を守るためにホットスポットを公開すること。
 - (2) 内部被曝検査や定期的な健康診断を制度化し、そのための医療費を国の責任で無料化すること。学校給食をはじめ食品の安全確保など、放射能汚染から生徒の健康と安全を守る措置を講じること。
 - (3) 学校施設内の放射線量を引き下げるための抜本的な対策を講じること。校庭や通学路、公園等の汚染された表土の除去、校舎・通学路の側溝の汚泥処理など、必要な対策を国の責任で行なうこと。
 - (4) 国として「サテライト校」の現状を正確に把握し、設置者との密接な連携のもとにその問題解決について中・長期的な計画をたて、そのための財政支援を行なうこと。また、「サテライト校」に通う生徒の通学費・宿舍費などの個人負担を軽減すること。福島県が行なっている通学費・宿舍費の全部又は一部を負担する軽減措置に対して、国と東電は全額補償すること。
 - (5) 原発事故にともなって、県内外に避難を余儀なくされている生徒の教育を受ける権利を保障するために全力をあげる。通学経費、移転経費も含めてすべての経費を国と東電で負担すること。さらに、自主的に避難している生徒に対しても経費の補助を行なうこと。
 - (6) 福島県双葉郡の中高一貫校の構想については、地域の保護者などの要求や意見を無視したおしつけはしないこと。

- (7) 福島県の「浜通り地区」に勤務する教職員の住宅確保につとめること。
- (8) 原発事故に触れず、新たな「安全神話」をひろげる放射能問題「副読本」をおしつけないこと。

IV 高校・障害児学校生の修学と就職保障について

1. 国際人権A規約第13条2項(b)・(c)条項の留保撤回に反する「高校無償化」への所得制限導入を中止し、計画的な教育予算増による、中等・高等教育における「無償教育の漸進的な導入」のための具体的計画を策定すること。
2. 高校・障害児学校生の修学保障について
 - (1) 「高等学校等就学支援金」制度について
 - ① 家庭の事情等により「所得証明」の提出ができない場合にも「校長意見でも支給可」とするような弾力的な運用により、就学支援金を必要とする生徒にもれなく支給すること。
 - ② 提出書類等で家庭の経済的状況を知る生徒に心理的影響が出ないように、個人情報取り扱いを厳重にすること。
 - (2) 「学び直しの支援」(高等学校修学支援事業費補助金)については、高校中退者の再入学者だけでなく、「標準修業年限を超えるすべての生徒」に対して卒業まで支援すること。2013年度以前の入学者(在校生)で「標準修業年限を超えて在学する者」については全国一律の基準で「完全不徴収」とすること。
 - (3) 返還の必要のない給付制の奨学金制度を創設すること。
 - (4) 「高校生修学支援基金」について、「所得連動返済型」の奨学金等を導入した自治体が制度の継続ができるように、2015年度以降も延長すること。
 - (5) 入学検定料・入学金を無償化すること。
 - (6) 教科書代、副教材費や実験実習費など、学習・教育活動に必要な不可欠なものは公費で負担する原則を確立し、教育費の保護者負担の解消につとめること。
 - (7) 経済的に困窮している家庭に、教科書代や副教材費、制服や体育用品、修学旅行、通学費などの補助を拡充するため、義務教育の就学援助制度に準じて「高校版就学援助制度」を創設すること。
 - (8) 公立高校生と同様にすべての私立高校生の授業料の無償化を実現すること。
 - (9) 入学準備金制度など、経済的に困難な家庭の子どもに対して高校・大学等への入学時納付金納付時までに資金が担保できる緊急補助策を具体化すること。生活福祉資金の貸し付けにかかわる特別措置の恒久化について、生徒・保護者に周知させること。
 - (10) 定時制・通信制に学ぶ高校生の修学保障を拡充すること。
 - ① 定時制・通信制生徒に対する教科書給与・夜食費補助等の国庫補助を復活して、すべての生徒に措置するよう拡充すること。
 - ② 定時制・通信制生徒の「修学奨励費」について、額の引き上げ、認定要件の緩和、支給事務の簡素化を行ない、返還義務制度を廃止すること。
 - (11) 保護者の教育費負担を軽減するよう、以下の項目を実現すること。
 - ① 自治体独自の遠距離通学生徒への通学費や下宿代補助に対して、国としての補助制度をつくること。自治体のスクールバスへの国庫補助を増額させること。
 - ② 冷暖房費の保護者負担の実態を調査し、その解消にむけて手だてを講じること。
 - ③ 国公立大学の授業料・入学金を引き下げること。また、国立大学法人化の際の国会付帯決議「法人化前の公費投入額を十分に確保し、必要な運営費交付金等を措置するよう努めること」を遵守すること。
 - ④ 経済的に困難な高校生の大学等への修学保障をすすめるため、入学支度金制度を創設すること。
 - ⑤ 大学・短大・専修学校の高等教育の無償化に向けて努力すること。当面、授業料免除制度を拡充し、年収500万円以下の家庭に対する授業料を免除すること。

- ⑥特別支援教育にかかる就学奨励費の支給範囲の拡大と単価の大幅引き上げを行なうこと。
- (12) 大学生を対象とした奨学金制度の拡充をはかること。
 - ① 返還の必要がない給付制の奨学金制度を創設すること。
 - ② 「所得連動型奨学金」に限定せず、すべての経済的返還困難者に対する返還猶予 5 年間の上限をなくすこと。「所得連動型奨学金」については、長期の債権について減額・免除する制度をつくること。
 - ③ 当面、無利子奨学金の枠を大幅に拡充し、有利子奨学金との比率を、現行の 1:3 から 1998 年水準 (3:1) に戻すよう政策目標を設定すること。
 - ④ 公的奨学金制度の教育ローン化をしないこと。日本学生支援機構奨学金の「ブラックリスト化」と個人信用情報機関への通知を行なわないこと。延滞金は廃止すること。

3. 高校生の就職保障について

- (1) 希望するすべての高校生の就職を保障すること。
- (2) 高校生の就職決定状況等についての調査を継続して実施し、情報提供を積極的に行なうこと。
- (3) 地方における雇用創出を図るため、公務・公共サービスの民間委託政策を転換させ、公務・公共部門での積極的な雇用創出を図ること。
- (4) 就職未決定の生徒・卒業生の就職指導にあたる学校に対する支援策をとること。また、卒業後に有給で技能・資格取得のための職業訓練を受けさせるなど、将来の就労につなげていくための緊急支援策を講じること。
- (5) 文部科学省として、経済団体等へ雇用に対する社会的責任を果たすことを要請するとともに、都道府県教育委員会に対しても求人拡大につとめるよう、指導を強めること。
- (6) 厚生労働省と連携して、現在実施している事業主への若年者等正規雇用化特別奨励金、雇用調整助成金の特例措置などの緊急雇用対策について、学校・就職希望者等への周知徹底を図ること。

V 労働基本権確立、諸権利の拡充および国民のための公務員制度確立について

1. 労働基本権確立、諸権利の拡充について

- (1) 公務員労働者の労働基本権を全面的に回復すること。ILO 勧告をふまえ、「国の行政に直接関与しない公務員（教員を含む）への団体交渉権及びストライキ権の付与」を速やかに具体化すること。また、現行法の争議行為禁止条項、罰則条項を撤廃すること。過去のスト処分については、撤回するとともに賃金の実損を回復すること。
- (2) ILO151 号条約など公務関係条約を批准し、団体交渉権を確立すること。いわゆる「管理運営事項」についても、交渉・協議の対象とすること。
- (3) 教職員の労働基本権の回復にあたっては、すべての教職員組合を平等に扱い、法案検討段階から十分協議すること。
- (4) 「教員の地位に関する勧告」（1966 年勧告）の立場に立ち、教職員の賃金・労働条件に関わる事項は、すべて「合意を前提にした」交渉事項とするとともに、国民的論議に付すべき教育政策については協議事項と位置づけ、定期的な協議の場を確立すること。
- (5) 管理運営事項であっても、労働条件に係る事項は交渉事項として、その他の事項は協議事項とすること。
- (6) 教職員組合の団結・自治破壊の組織介入、人事・交渉・組合活動などへの差別的な取り扱いを含め、不当労働行為を根絶すること。
- (7) 最高裁判決の趣旨をふまえ、政治的行為の制限等を内容とする国家公務員法、地方公務員法および教育公務員特例法を改正し、政治活動の自由を保障すること。選挙に際しては、教職員の国民としての権利を守り、地位利用にならない個人的な政治活動まで一律禁止するような通知をださないこと。

2. 公務員制度の民主的改革について

- (1) 公正・中立な行政の実現と民主的な公務員制度確立にむけて、国民的な議論を保障するとともに、関係労働組合や専門家の意見をふまえ、民主的な検討を行なうこと。
- (2) I種採用制度、特権官僚の「天下り」を廃止し、政官財の癒着を断ち切り、公正・民主的な行政サービスを国民に保障する公務員制度の確立を関係機関に要求すること。
- (3) 国民のいのちと暮らしを支える公務サービスに専念できるよう、公務員の身分保障、勤務条件の拡充をはかること。また、そうした仕事を困難にする職員分断の「能力・実績主義」を中心とする給与・人事管理制度の導入を行わず、公務員労働者の身分保障の拡充をはかること。

VI 賃金等の改善について

1. 公務員給与削減について

「給与臨時特例法」に準じて地方に強要された給与削減措置による実損額を政府の責任で補償すること。

2. 教員の給与制度の確立について

- (1) 人材確保法を堅持し、義務教育等教員特別手当を削減しないこと。文部科学省が実施した教員勤務実態調査に見合った適正な教員賃金水準を維持すること。また、教職員の職種間における賃金格差を拡大しないこと。
- (2) 全人連に対し、教員モデル給料表の作成にあたっては、生計費と勤務実態、ならびに教職の専門性にふさわしい賃金水準となるよう、所管官庁として助言・援助すること。
- (3) 給特法を改正し、教職調整額の現行4%水準を維持しつつ、子どもと教育、教職員の実態をふまえ、労基法第37条との整合性をもつ学校現場にふさわしい時間外手当制度をつくること。
- (4) 退職手当の改悪を行わないこと。子どもと教育を守る視点から、退職手当改悪の実施日の是正、退職者の補充をおこなうこと。
- (5) 雇用と年金との接続をすべての教職員に保障すること。「再任用の義務化」ではなく、定年の段階的延長を行なうこと。その際、60歳時点の給与水準の引き下げを行なわないこと。また、再任用教職員を定数から除外することや本人の希望によりフルタイムに戻れる短時間勤務制度など教職員が働き続けられる条件整備につとめること。また、新規採用を抑制することなく、国の責任で必要な予算措置を講ずること。

3. 教職員評価の賃金・処遇への反映、「能力・実績主義」賃金について

- (1) 自己申告、相対評価、賃金・処遇への反映などを内容とする教職員評価制度（人事考課制度）を導入・拡大しないこと。また、これまでに強行導入した都道府県については、あらためて交渉事項とし、教職員評価制度についていったん白紙とし、協議を行なうこと。
- (2) 教職員評価結果と賃金・処遇をリンクさせないこと。
- (3) 「査定昇給」制度の実行化と、「勤勉手当」の格差拡大を行なわないこと。また、本給と諸手当の配分比率の改悪は行なわないこと。
- (4) 「主幹教諭」「指導教諭」「副校長」など、差別的賃金制度を導入拡大しないこと。また、優秀教員表彰、スーパーティーチャー制度の導入・拡大を行なわないこと。
- (5) CEART 勧告の立場に立ち、「指導不適切教員」政策と新しい教員評価制度の導入に関して、誠実で意味のある協議・交渉をすすめること。
- (6) CEART 第10回会議での勧告に基づき、ILO や UNESCO と協力して教員団体とともに1966年勧告の日本語文を作成すること。

4. 高校・障害児学校教職員の賃金改善について

- (1) 高校・障害児学校教職員の賃金引下げを行わず、以下の改善をはかること。
 - ① 公務員が職務に専念できる全国共通の給与水準を確保すること。賃金独自削減など、地域間の給与

格差を是正すること。

- ② 教職員の賃金を月額平均 1 万 6000 円、臨時・非常勤職員の時給を 120 円以上引き上げること。
- ③ 学校で働くすべての教職員の最低賃金を非常勤職員に対する国の「指針」を最低基準として、月額 17 万円（日額 8,000 円、時間給 1,000 円）以上とすること。また、時間講師の授業時間単価を 3,000 円以上に引き上げるとともに、期末手当を支給すること。
- (2) 賃金改善にあたっては、初任給の改善とともに、各年齢段階に応じた生計費の増額、経験の蓄積や専門能力の向上を十分に考慮し、中堅・高齢者の賃金体系の維持・改善をはかること。また、教職員の職種間における賃金格差を拡大しないこと。
- (3) 公教育におけるナショナルミニマム確保と「同一労働同一賃金」の原則にもとづき、全国共通の教員賃金水準を維持すること。
- (4) 教職員の賃金体系を以下のように抜本的に改善すること。
 - ① 教育職（二）表を通し号俸制とすること。当面、教育職（二）表 1 級の抜本的改善を行なうとともに、「実習助手」「寄宿舎指導員」は高卒経年 10 年、短大・高専卒経年 8 年、大卒経年 6 年で 2 級「格付け」とし、教諭は経年 23 年（45 歳）で 3 級「格付け」とすること。
 - ② 行政職（一）表適用者については、全員 6 級まで昇格させること。また、行政職適用の学校図書館職員と一般行政職との賃金格差を是正すること。
 - ③ 行政職（二）表適用者、海事職、医療職などについても、一般行政職との同等の賃金を保障すること。そのため、昇格・昇給改善をはかること。
 - ④ 学校現業職員の賃金切り下げをやめ、行政職（一）表適用職とすること。臨時・パートなど、非正規雇用の現業職員の雇用を保障し、身分待遇を改善すること。
- (5) 一時金を以下のように改善すること。
 - ① 支給月数の引き上げ・改善をはかり、期末手当に一本化すること。
 - ② 一時金における「役職別傾斜支給」「管理職加算」を廃止すること。
- (6) 教育活動を保障するため、以下の諸手当を改善・新設すること。
 - ① 定時制・通信制手当、産業教育振興手当など諸手当の見直し・改悪を行なわないこと。
 - ② 地域手当は、生計費・物価動向を重視し、格差の縮小、支給地域の拡大を行なうこと。
 - ③ 教員特殊業務手当を大幅に引き上げること。
 - ④ 配偶者手当の増額をはかり、扶養手当は支給範囲、支給基準、支給額、女性に対する不利益取り扱いを改善すること。
 - ⑤ 交通用具使用による通勤手当を改善するとともに、寒冷地手当については、寒冷積雪地域の生活実態にもとづいて改善すること。
 - ⑥ 自宅の住居手当の見直し改悪をやめ、借家の住居手当の支給額を引き上げること。
 - ⑦ 教員特別手当の削減を行なわず、6%相当額に引き上げること。
 - ⑧ 月額 1 万円以上の研修手当を制度化すること。
 - ⑨ 学校行事、補習、部活動をはじめ日曜・休日出勤に対する通勤手当を支給すること。
 - ⑩ へき地手当を「へき地教育振興法」にもとづき改善すること。
 - ⑪ 学校間・昼夜間兼務者の手当を大幅に引き上げること。
 - ⑫ 農場指導手当（宿泊指導）、漁労・乗船手当を大幅に引き上げること。
- (7) 教育職員の超過勤務、休日勤務に対しては、労基法 37 条にもとづく、時間外勤務手当、休日給を支給することとし、時間外勤務手当の支給割合を 150%、夜間手当および休日給の支給割合を 200% とすること。
- (8) 障害児学校に勤務する教職員の仕事の実態にふさわしく、「給料の調整額」を回復すること。
- (9) 部活動指導にともなう顧問の自己負担となっている経費を公的負担として充実・拡大すること。部活動手当を少なくとも最賃水準を上回るよう大幅に引き上げるとともに、平日における時間外にも対象を拡大すること。また、1 時間単位で支給できるよう改善すること。
- (10) 主任手当制度を廃止すること。

5. 教職員の再任用制度の改善について

- (1) 再任用制度については、「希望者全員」に雇用の場を確保すること。また、教職員定数の枠外とし、新規採用を抑制しないこと。
- (2) 再任用者の所得保障については、年金額と連動させず、「生活できる所得保障」とともに教職の特性などを前提にして水準を設定・改善すること。
- (3) 雇用と年金の接続を希望するすべての教職員に保障すること。「再任用の義務化」ではなく、定年の段階的延長をおこない、60歳時点の給与水準を保障すること。
- (4) 再任用教職員を定数から除外することや本人の希望によりフルタイムに戻れる短時間勤務制度など、教職員が働き続けられる条件整備に努めること。さらに、国の責任で必要な予算措置をおこない、新規採用抑制しないこと。

Ⅶ 教職員の長時間・過密勤務を解消し、いのちと健康を守ること

1. 教職員の長時間過密勤務の解消について

- (1) 教職員の労働時間については、1日7時間・週35時間とすること。「1年間の変形労働時間制」は導入しないこと。
- (2) 厚生労働省「4・6通知」および文部科学省の「労働安全衛生法の一部を改正する法律等の施行について」「公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備について」の内容をすべての学校職場に徹底するよう、各都道府県教育委員会への指導を行ない、管理職の責任による教職員の勤務時間管理など抜本的な対策をとること。
- (3) 教育職員の長時間過密労働の解消にむけたとりくみをすすめること。給特法を改正し、教職調整額の現行4%水準を維持するとともに、子どもと教育、教職員の実態をふまえ、労働基準法37条との整合性をもつ教育現場にふさわしい時間外勤務手当制度をつくること。
- (4) 当面、教員の時間外労働については、臨時・緊急の4項目以外の時間外労働は違法であり、許されないとの給特法の趣旨をすべての学校に徹底すること。
- (5) 教育職員の時間外勤務については、限定4項目かつ臨時・緊急という給特法の趣旨の厳正適用をはかるとともに、時間外勤務については勤務の割り振りを行なうこと。
- (6) 文部科学省の「勤務実態調査」や全教の「勤務実態調査2012」に示された結果をふまえて超過勤務を解消するために、必要な教職員定数増を行なうこと。また、長時間過密勤務を是正するための交渉・協議の場を設けること。
- (7) 授業・授業準備や校務など、教育活動に必要な仕事が勤務時間内に終わることができるよう教職員の増員など条件整備を行なうこと。
- (8) 休息時間が廃止になったもとでも、「従来の小休止や生理的欲求は規制しない」など、疲労回復のための措置を認め、また休憩時間の確保のため条件整備をはかること。
- (9) 行政職員・現業職員の時間外勤務の上限を1日2時間、週5時間、月20時間、年間120時間以内に制限すること。育児・介護を行なう教職員の深夜勤務及び時間外勤務を原則として、禁止すること。また、次世代育成支援対策推進法の行動計画の進捗状況を確認し、その内容を充実・改善するよう、指導すること。
- (10) 部活動指導による長時間過密勤務の改善のために、自主活動としての部活動の健全な発展と顧問の負担軽減という観点から抜本的な改善をはかること。部活動指導を教職員評価の対象としないこと。また、「希望と納得」にもとづく顧問の委嘱、勤務の割り振り制度の確立、代休の確保など顧問の負担を軽減すること。
- (11) 文部科学省の責任で、各教育委員会からの調査等の精選・合理化をはかること。また、研究指定等にかかわる会議や資料の軽減を積極的にすすめ、超過勤務の具体的な解消にむけた指導責任をはたすこと。

2. 休日、休暇制度の拡充について

- (1) 年次有給休暇の日数を増やすとともに、各種有給休暇の完全取得を保障すること。特別休暇の日数増をはかるとともに、忌引きなど特別休暇の適用条件の緩和、適用範囲の拡大をはかること。ボランティア休暇を拡充すること。また、育児・介護休暇取得にともなう昇給延伸などの不利益是正の措置を講じること。
- (2) 長期勤続休暇（リフレッシュ休暇）、研修休暇（教育訓練休暇）について、経済的措置を含めて制度化すること。また、夏季休暇を10日に延長・拡充すること。
- (3) 産前産後休暇・育児休業について以下の改善をはかること。
 - ① 育児のための短時間勤務制度の実施にあたっては、代替措置の確保など条件整備を行なうこと。育児休業の無給規程を撤廃すること。当面、所得保障期間の延長と「手当金」支給水準など所得保障措置を改善、拡充すること。また、部分休業を有給とすること。代替は正規教員で配置すること。
 - ② 育児時間を1日120分として、3歳児未満まで延長すること。
 - ③ 母性保護のための休暇を保障し、拡充すること。産前産後休暇については各10週間とすること。
- (4) 介護休暇を以下のように改善をはかること。
 - ① 介護休暇の取得期間を1年として、断続取得、同一疾病での再取得、事前申請手続きの緩和、要介護期間の制限撤廃、代替教職員の配置などの改善を行なうとともに、所得保障措置をはかること。また、短期の「介護休暇」における要介護期間の制限を撤廃すること。
 - ② 家族（看護）休暇制度を新設すること。当面、「子どもの看護休暇」制度を拡充し、家族を対象に予防接種、健康診断、疾病・けが治療などにあたるようにすること。代替は正規教員で配置すること。
 - ③ 育児のための短時間勤務制度について、代替措置の確保など条件整備をおこなうこと。
- (5) 教職員本人の負傷や疾病のための治療、療養にあたっては、年休取得の強要をやめ、有給特別休暇による病気休暇の取得を保障すること。更年期障害に対して、健康相談、通院保障、休暇、労働軽減などの措置を設けること。
- (6) 非常勤職員の休暇等について、常勤職員に準じた制度とすること。

3. 教職員のいのちと健康、労働安全衛生について

- (1) 教職員のいのちと健康を守る施策の充実をはかること。このため全国的な教職員の健康実態調査を行なうこと。文部科学省の「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について」および「公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備について」の内容をすべての学校現場に徹底し、担当部署を設置するなど、教職員の精神疾患を予防するための積極的な施策を講じること。
- (2) 文部科学省内に労働安全衛生を担当する部署を設け、教職員のいのちと健康を守る施策について職員団体と協議し、その具体的推進をはかること。とりわけ、教職員の精神疾患の増加に対して、「厚生労働省メンタルヘルズ指針」および文部科学省の「教職員のメンタルヘルズ対策検討委員会の最終報告」をふまえた「医師による面接指導」の実施など教育行政施策の点検、有効な施策を講じること。
- (3) すべての都道府県に労使対等の労働安全衛生委員会を確立するとともに、全校に産業医・衛生管理者の配置、教職員の健康診断、休養室設置、職場環境改善など労働安全衛生法にもとづく健康・安全、予防措置を行なうこと。また、コンピュータ使用によるVDT障害の調査を行ない、予防対策を講ずること。
- (4) 定期健康診断、人間ドックの実施など教職員の健康管理・予防措置を拡充し、必要な予算措置を行なうこと。病気加療中や精神的負荷加重の教職員の勤務軽減・代替職員の配置を行なうこと。
- (5) 男女別トイレ・更衣室・休養室の設置、職場環境の改善など労働安全衛生法による健康・安全の施策と予防措置をおこなうこと。
- (6) メタボリックシンドロームなどの特定健康診査・特定保健指導の実施にあたっては、共済組合の既存事業の見直しを行わず、経費については全額使用者負担とすること。
- (7) 障害児学校の腰痛・頸頸腕障害の調査を実施し、予防対策を講じるとともに、労働条件の改善を行

なうこと。

- (8) 妊娠、病気加療中、休職明けなどの教職員の労働軽減を行ない、必要な代替教職員の配置を確保すること。
- (9) 文部科学省として「セクハラ防止指針」にそった施策を講じること。また、「パワーハラスメント防止指針」を定めるとともに、任命権者に対し同様の指針の策定を促す通知を発出すること。
- (10) 公務災害補償制度を当局立証制に改め、審査会等の委員選任の民主化など制度改善を関係方面に働きかけること。労働者保護の見地から公務災害認定基準を緩和し、補償水準を引き上げること。
- (11) 地方公務員災害補償基金を、公正・民主的な第三者機関とすること。「本部協議制」の廃止、審査会への労災・職業病に関する調査権付与など、支部審査会の権限と機能拡充を総務省に働きかけること。

Ⅷ 臨時教職員の身分・待遇の改善について

- (1) 学校教育に必要な教職員は、短時間・有期雇用ではなく、正規雇用の教職員とすること。
- (2) 臨時・非常勤教職員の身分の尊重と待遇の改善をはかること。また、不当な「雇い止め」を行わず、雇用を保障すること。
- (3) 年度末・年度当初に設定されている雇用の空白期間を撤廃すること。
- (4) 同一労働同一賃金の原則を確立し、臨時教職員の賃金を正規採用教職員と同じ教育職給料表 2 級を適用し大幅に改善すること。臨時・非常勤職員の時間給を 1,000 円、日額 7500 円以上に引き上げること。時間講師の授業時間単価を 3,000 円以上に引き上げるとともに、期末手当を支給すること。
- (5) 臨時教職員の期末・勤勉手当、退職手当、医療・年金・雇用保険、各種の休暇制度、公務災害補償制度、研修、教職員住宅の入居、通勤費など諸手当・権利について、常勤教職員に準じた制度を確立し、全額支給するなど改善すること。
- (6) 非正規の教職員が育児・介護休業を取得できるようにすること。
- (7) 臨時・非常勤教職員の産休取得にあたって、代替措置を行なうこと。

Ⅸ 社会保障制度の拡充について

1. 医療・年金制度の確立にかかわる厚生労働省・財務省への働きかけについて

- (1) 国民生活を破壊する「社会保障制度改革」を実施しないこと。2014 年 4 月からの消費税の大増税を行わず、社会保障制度の拡充をはかること。
- (2) 短期給付・医療制度を以下のように改善すること。
 - ① 健保本人負担を 2 割に戻すこと。
 - ② 老人医療制度への健保・共済財政からの繰り出しをやめ、全額、国の負担とすること。また、短期掛金の引き上げを行なわないこと。
- (3) 年金制度を以下のように改善すること。
 - ① 当面、基礎年金の国庫負担を 2 分の 1 に引き上げること。全額国庫負担による「最低保障年金制度」を確立すること。また、受給資格を短縮するなど、すべての公的年金を生活できる水準に引き上げること。
 - ② 年金制度の改悪を行なうことなく、「60 歳支給」に戻すこと。共済年金の低位一元化を行なわないこと。
- (4) 医療制度、社会保障制度を以下のように改善すること。
 - ① 後期高齢者医療制度を中止・廃止すること。
 - ② 国民健康保険の保険料（税）を引き下げること。また、保険料滞納を理由として保険証をとりあげないこと。
 - ③ 生活保護制度の改悪をおこなわないこと。

- ④ 生活保護制度の母子加算を継続すること。また、老齢加算を復活すること。
- ⑤ 子どもの医療費の無料化を国の制度として実施すること。
- ⑥ 「障害者総合福祉法」を見直し、障害者権利条約の視点から、障害者・家族の願いをふまえ、応益負担の廃止、報酬単価の引き上げをおこなうこと。

2. 公立学校共済組合の運営の民主化について

公立学校共済組合の運営を民主化し、理事、運営審議会委員の選任は、教職員組合の組織実態をふまえ公正に選出すること。

X 男女平等、母性保護等について

- (1) 学校職場における真の男女平等を実現するため、募集、採用をはじめ雇用の全ステージにおける間接差別を含めた男女差別を根絶すること。このため、制裁・罰則規定の新設、救済制度の拡充などの整備を行なうこと。また、女性の管理職登用や昇任・昇格を男女比に応じてはかること。
- (2) 職場におけるセクシャル・ハラスメントを根絶するため、防止指針の作成、第三者機関の設置など適切な対処をすること。
- (3) 生理休暇の保障、妊娠教職員の勤務軽減・代替教職員の配置などを実現すること。
- (4) つわり、妊娠障害、更年期障害にかかわる休暇を制度化すること。
- (5) 母性保護のための休暇を保障し、拡充すること。産前産後休暇については各 10 週間とすること。また、引継ぎ日を含む代替完全保障など制度の拡充をはかること。
- (6) 育児のための短時間勤務制度の実施にあたっては、代替措置の確保など条件整備を行なうこと。
- (7) 男女雇用機会均等法を周知徹底し、男女共同参画を推進すること。

XI 憲法と子どもの権利条約にもとづく民主教育の確立について

1. 子どもたちの基本的人権の擁護と学校現場における自主的な教育活動の保障について

- (1) 教育委員会制度を改悪して、首長や国の権限を強化しようとする地教行法の改悪は行わないこと。
- (2) 教員免許更新制を直ちに廃止すること。
- (3) 「全国学力・学習状況調査」は中止すること。
- (4) 副校長、主幹・指導教諭などの「新たな職」の設置をおしつけず、地方教育行政の自主的判断を尊重すること。
- (5) 行政からの目標管理を強化する学校評価・教職員評価を学校現場におしつけず、子ども・父母・住民による自主的な学校づくりを支援する基本的姿勢を明らかにすること。
- (6) 学習指導要領は教育課程編成の大綱的基準であるという基本的立場をおさえて、各学校での自主的な教育課程編成を保障する立場を明らかにすること。
- (7) 高等学校における道徳教育の取り扱いについても、各学校での自主的な教育課程編成を保障する立場を明らかにすること。生徒の内心の自由を侵害する道徳の教科化は絶対に行なわないこと。
- (8) 近隣諸国条項の見直しなど、教科書検定制度の改悪を行わないこと。
- (9) 教科書の選定にあたっては、各高等学校の意見を最大限尊重し、特定教科書の採択・不採択を強要することのないよう、各都道府県・政令市教育委員会を指導すること。事実上の「二重検定」を実施している東京・大阪等の教育委員会を指導して止めさせること。
- (10) 体罰を容認し、子どもの人権を侵害する初等中等局長通知「問題行動を起こす児童生徒について」（2007年2月5日付）を撤回すること。
- (11) 「日の丸」「君が代」の学校などへのおしつけを中止し、「憲法に定めている思想及び良心の自由を侵害するものではない」という「国旗・国歌法」制定時の国会での政府答弁を踏まえて対応すること。

- (12) 国連子どもの権利委員会の最終所見（2010年6月11日）にしたがい、憲法や子どもの権利条約に反する「高等学校における政治的教養と政治的活動について」（1969年10月31日付文部省見解）は撤回すること。
- (13) 官制研修のおしつけをやめ、「自主・民主・公開」の原則を確立すること。また、「人事考課」・成績主義とからめた「10年経験者研修」のおしつけをやめ、自主的な研修を保障すること。
- (14) 首長等による教育への政治的介入について、「教育内容に対する、党派的政治的観念や利害による国家的介入についてはできるだけ抑制的であること」とした最高裁判決を踏まえた指導を徹底すること。

2. 豊かな後期中等教育の保障について

- (1) 「単位制」高校、総合学科、中高一貫校など、高校の「多様化」再編、高校入試制度・選抜方法の多様化・多元化をおしつけないこと。
- (2) 高校通学区の拡大、撤廃をおしつけないこと。
- (3) 「スーパーサイエンスハイスクール」「スーパーグローバルハイスクール」など、特定の学校に特別の予算を配分することをやめること。教育に格差を持ち込む施策と予算化をやめ、教育の機会均等の原則に立った姿勢を明らかにすること。
- (4) 全国的に進行する高校統廃合について、高校生の修学権を保障し、地域住民の意志を尊重する基本的立場を明らかにすること。それを妨げる一方的な高校統廃合をやめさせること。
- (5) さまざまな事情で全日制に通えない高校生の修学の機会を保障するため、定時制の統廃合をやめさせること。
- (6) 公教育の理念を崩す公立学校の公設民営化をやめること。また、「構造改革特区」の名による学校への民間企業の参入など、教育分野を株式会社の利潤追求の場にさせないこと。
- (7) 高校教育の目的に反する「日本型デュアルシステム」の導入を行なわないこと。地域にねざした職業教育の推進や、高校生に働く権利とルールを教える労働教育を学習指導要領に取り入れるなどの改善をはかること。
- (8) 勤労奉仕体験活動の強制はしないこと。
- (9) 高校における特別支援教育を保障するため、教員の加配や研修・研究の推進など、必要な教育条件整備をすすめること。
- (10) 特別支援教育の実施を口実とした障害児教育のリストラを行なわないこと。特別支援学校の過密状態を改善し、教育条件を改善するための具体的施策を実施すること。

XII 教育条件の改善について

1. 教育費国庫負担制度の拡充について

- (1) 義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復活すること。
- (2) 高校教育費国庫負担制度を創設すること。
- (3) 「教育交付金」（仮称）を創設し、学校・地方の実態に即した弾力性を担保すること。

2. 高校・障害児学校の教職員定数について

教職員定数について、8年間改善が見られない深刻な状態を放置せず、「高校第7次（障害児学校第7次）教職員定数改善計画」を策定し、現場の要求にもとづき積極的な改善をはかること。

3. 小・中・高の30人以下学級の早期実現について

- (1) すべての小・中学校、高校で、国の責任で30人学級を実現し、計画的な教職員定数改善をすすめること。当面、小学校1・2年生で実現した35人学級を中断させることなく、前進させること。

- (2) 学級編制の標準については高校全日制普通科を 30 人以下、職業科を 25 人以下、定時制を 20 人以下とすること。障害児学校高等部および専攻科の学級定数を 6 人、重度・重複学級を 3 人とすること。また、寄宿舎室定数は小中を男女別 4 人、高等部が男女別 2 人とすること。
- (3) 加配定数の基礎定数化など、基礎定数を充実させた「高校標準法」の抜本的改正を行なうこと。また、高校・障害児学校の教職員定数の算定方式は、「学級数を基礎」とする方式に戻し、各学校単位で定数法を満たすようにすること。

4. 教職員配置について

- (1) 文部科学省の 07 年度勤務実態調査に示された超勤実態の解消に見合う高校・障害児学校の教職員定数増を義務制に準じて策定すること。
- (2) 「1 時間の授業に 1 時間の授業準備」が確保できるよう、授業持ち時間数の軽減（LHR を含め、全日制 12 時間、定時制 10 時間、障害児学校 12 時間を上限とする）を行なうこと。そのための定数改善を行なうこと。
- (3) 教育活動の充実と教職員の諸権利行使を保障するため、出勤率 80%で学校運営ができる教職員定数を配置すること。
- (4) 免許外担当教科の完全解消、教育「困難校」をはじめとする特別な事情をかかえる学校などへの教職員の加配を行なうこと。
- (5) 副校長、主幹教諭、指導教諭などの「新たな職」は廃止すること。主幹教諭のための定数増にかかわって、「その他の職員」の定数を削減しないこと。
- (6) 定時制、通信制、分校を含むすべての高校・障害児学校に養護教諭、事務職員、現業職員、学校司書等を配置すること。
- (7) 12 学級以上の学校には養護教諭を複数配置すること。
- (8) 学校司書については、専門、専任、正規の学校司書を法制化して配置すること。
- (9) 特別支援教育にかかわる教職員配置の地方交付税を引き上げ、教職員定数増をはかること。
- (10) 教育活動に必要な教職員は正規採用を基本とし、定数内の臨時教職員の配置はおこなわないこと。「定数崩し」による臨時教職員の増大を是正すること。再任用制度については、定数外とし、別枠で配置すること。臨時教職員の賃金・労働条件を改善し正規教職員との均等待遇をすすめること。
- (11) 過疎地や困難をかかえた学校などにおける少人数学級の実施など、学級編制基準の弾力的運用による自治体の単費教職員配置に対して、国として必要な財政措置を行なうこと。
- (12) 「実習助手」については、制度改革（教諭一元化）を実現し、その定数は教諭定数に包括すること。また、家庭科実習や理科実験等が半学級で行なえる教諭配置とすること。「実習助手」の兼務化は行なわないこと。
- (13) 「寄宿舎指導員」について定数増をはかるとともに、「寄宿舎教諭」としての制度改革を行なうこと。
- (14) 学校現業職員の業務を民間委託しないこと。また、任用替えを強制しないこと。定員削減を行わず、交付税算定基準を改善するよう総務省にはたらきかけるとともに、学校教育法・高校標準法に位置づけること。
- (15) ALT の労働条件を調査し、直接雇用とすること。
- (16) 学校事務のセンター化や共同実施をおしつけないこと。また、学校事務のセンター化や共同実施による、学校事務職員定数の削減をしないこと。
- (17) 定時制・障害児学校の給食を民間委託しないこと。また、食の安全を保障する観点から、定時制高校・障害児学校の給食は自校方式による完全給食とし、給食を行なうすべての学校に栄養職員を配置し、正規の調理員の増員をはかること。
- (18) 水産実習船の建造については、1 校 1 船を原則とすること。建造の国庫補助の認可にあたっては水産実習教育の本来のあり方や学校現場の意見を尊重し、生徒・教職員の安全を最優先し、慎重に検討すること。

5. 施設設備の改善など、以下の教育条件改善を行なうこと

- (1) 全国の高等学校・障害児学校に公費でエアコンを設置すること。
- (2) 障害児にゆきとどいた教育を保障するために、障害児学校の過密・過大化を解消し、小規模・分散配置を促進すること。また、寄宿舎の統廃合をしないこと。
- (3) 特別支援学校の学校設置基準を策定し、必要な教育条件に国が予算を保障する制度を確立すること。
- (4) 大規模校を解消するため、1学年の上限を、全日制6学級、定時制3学級となるように規制すること。
- (5) すべての学校施設の総点検を実施し、危険な校舎の改築、耐震性強化など必要な補強・改修・改築・更新や人的配置を、義務制に準じて予算を措置し計画的に行なうこと。
- (6) 全国実態調査で「飛散の恐れ」があると判定されたアスベスト除去に向け緊急の対応を行なうとともに、アスベストの完全除去にむけたとりくみを急ぐこと。
- (7) 全国の高等学校・障害児学校に保存されている放射性物質の管理を文部科学省の責任で行うこと。
- (8) 学校管理下における災害について、無過失責任制による学校災害補償法の制定をはかること。当面、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの給付内容の改善につとめること。
- (9) 教育活動に影響を与える学校需用費、教職員の生徒指導旅費の削減が行なわれないよう、交付税交付金を引き上げること。